

徳島県訓令第3号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳 島 県 警 察 本 部

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四生活環境政策課の国際交流室の項課長の欄第十号の2及び5中「の作成」を「（電磁的方法による記録を行うものに限る。）の作成に必要となる情報の送信及び当該作成された一般旅券の確認並びに一般旅券（電磁的方法による記録を行うものを除く。）の作成」に改める。

別表第十二交通部交通企画課の項課長等の欄第一号中「及び七十八の三の項」を「、七十八の三の項の事務及び七十八の四の項」に改め、同表交通部運転免許課の阿南分室の項課長等の欄第一号及び交通部運転免許課の阿波分室の項課長等の欄第一号中「第一種運転免許に係る免許証の」を「同項の1の(一)の(1)に規定する交付（普通自動車免許に係る）」、「同項の1の(一)に掲げる場合に行うもの（同(一)に規定する者に対する交付を除く。）」を「道路交通法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける者（以下この号において「技能検定免除者」という。）に係るものに限る。」及び同1の(二)に掲げる場合に行う交付」に、「五十九の項の1の事務、五十九の三の項の事務」を「五十八の二の項の事務（同項の1の(一)の(1)に規定する記録（普通自動車免許に係る記録であつて、技能検定免除者に係るものに限る。）並びに同1の(二)及び(三)に掲げる場合に行う記録並びに同項の2の(一)に規定する書換え（同法第百六条の四第二項の規定による書換えに限る。）に限る。）」、「五十九の項の事務（同項の1の(二)及び(三)、同項の2の(三)並びに同項の3の(三)に掲げる場合に行うものに限る。）」、「五十九の三の項の事務、五十九の四の項の事務」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年三月二十四日から施行する。